

# 2024年度 東播父母の会規約

(名称)

第1条 本会は東播父母の会と称し、事務所を園内におく。

(目的)

第2条 本会はとうばんの森こども園園児の保護者及び職員が一体となり、園と家庭との連絡を密にし、園児に対する正しい理解を深め幼児教育の向上を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 会員はとうばんの森こども園園児の保護者で構成する。

(事業)

第4条 第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 園の行事に対する積極的な援助と参加
- 2) 家庭と園との連絡の推進を図る
- 3) 会員相互の親睦と研修会
- 4) その他必要と認められる事業

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 1名
- 3) 会計 2名 (ただし1名は職員とする)
- 4) 会計監査 1名
- 5) 幹事 若干名

(役員の仕事)

第6条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を執行する
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその仕事を代行する
- 3) 会計は本会の経理に関する仕事を遂行する
- 4) 会計監査は会計を監査する
- 5) 幹事は重要協議に参加し、本会の推進を図る

(役員会)

第7条 6月上旬に役員を決め、規約、その他重要事項を決定する。

- 1) 会長は会員の3分の1以上の要求があれば臨時総会を開かなければならない
- 2) 役員会は必要に応じて開く

(経費)

第8条 本会の経費は、会費及び寄付金による。

会費：1ヶ月 園児1名につき 500円

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わるものとする。

(規約改正)

第10条 本会規約は役員会にはかり2/3以上の承認をもって改正することができる。

(施行)

第11条 本会規約は2024年4月より適用する。

## 《 父母の会慶弔規定 》

1. 会員の場合

◆会員が死去した場合  
香料 10,000円  
生花  
参列者 全役員

2. 園児の場合

◆園児が死去した場合  
香料 10,000円  
生花  
参列者 全役員・園児代表  
◆園児が疾病、傷害等で1ヶ月以上入院及び、欠席した場合  
見舞金 5,000円

3. 前項に定めるもののほか必要な事項は役員会に於いて定める。

4. この規定は2024年4月から実施する。

上記の香料、見舞いの返しは無しとする。

## 2024年度 父母の会役員一覧

役職名	組	氏名	役職名	組	氏名
会長	ひまわり	金子 まい	幹事	ゆり	遠池 優
副会長	すみれ	内橋 春奈	幹事	さくら	松岡 佑美
会計	こすもす	近藤 紗希	幹事	もも	下池 洋美
会計監査	きく	笹岡 祐佳里	幹事	りんご	古川 めぐみ
幹事	うめ	天野 翔子	幹事	たんぼぼ	小嶋 菜央
幹事	れんげ	船倉 香澄	幹事	つくし	岡本 智代